

地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が内閣府消費者委員会地方消費者行政専門調査会で検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然だが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制には余りにも格差がある。加えて地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。現在国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援にとどまっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的な経費への活用にはおのずと限界がある。

したがって国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきである。

すべての自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を整備するためには、国があるべき相談窓口の姿について一定の目安を示す必要があると考えられる。他方で、自治体によっては単独での消費生活センターの設置が困難なケースもあるため、国は小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示す必要がある。

消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員は、期限付きの非常勤職員の扱いが大半であり、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にある。その待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言いがたい現状にある。

住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。現状では非常勤の立場で安定的に勤務できる任用制度がないため、この点について手当てする必要がある。正規職員でない形態で常勤的に勤務する任用制度の整備も望まれる。そのためには、その職種の専門性に着目した専門職任用制度を新たに整備する必要がある。

よって狛江市議会は政府等に対し、地方消費者行政を充実させるため、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 国による地方消費者行政に対する実効的な財政措置を行うこと。
- 2 具体的な制度設計の提示を行うこと。
- 3 消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能とすることができる制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年（2011 年）9 月 27 日

東京都狛江市議会

平成 23 年 9 月 27 日 原案可決

提出先	内閣総理大臣	総務大臣	内閣府特命担当大臣（消費者及び
	食品担当）	衆議院議長	参議院議長